

国際交流の取組み

国際交流を通じて、ノウハウや経験を提供しています

当事業がこれまで蓄積した小規模事業者への融資審査ノウハウや経験を共有することで開発途上国をはじめとした国々の支援を行っています。

ODA(政府開発援助)による開発途上国支援

ODA(政府開発援助)による開発途上国に対する技術協力として、当事業がこれまで蓄積してきた小規模事業者への融資審査ノウハウを共有することによって、現地の金融機関が抱える課題の克服を支援しています。具体的には、財務省財務総合政策研究所と協力して、現地や日本において、中小企業金融分野に関するセミナーなどを実施しています。これまで、ベトナム、マレーシア及びラオスに対して実施したほか、現在はミャンマーに対する技術協力を行っています。

①ラオス

平成23年度から29年度には、ラオスの国有商業銀行であるラオス開発銀行(Lao Development Bank : LDB)に対する技術協力を行いました。本プロジェクトは、LDBの人材育成及び融資審査能力の向上を目的として当事業のノウハウを提供するもので、ラオスと日本においてセミナーを合計8回開催しました。同行の職員に向けた融資審査方法などに関する講義の実施に加えて、LDBの審査マニュアルの作成を支援しました。

LDB及び政府関係機関からは、本プロジェクトは大変有意義であったとの評価をいただき、現在、LDBは自ら融資業務の更なる改善や職員向けの研修実施に取り組んでいます。

平成29年3月からの2年間には国際協力機構(JICA)からの要請を受け、長期専門家として当事業の職員を派遣し、現地での継続的な支援も行いました。

②ミャンマー

平成27年1月、ミャンマーの首都ネピドーのミャンマー財務省において、ミャンマー財務省、中央銀行、工業省及びミャンマー経済銀行(Myanmar Economic Bank : MEB)の職員に対し、中小企業金融に関するワークショップを開催。当事業が日本の中小企業金融、日本公庫の組織概要、融資制度及び融資審査の特徴などについて説明しました。

その後、ミャンマー政府からの要請を受け、同年4月には、MEBなどに対する技術協力プロジェクトを開始。ミャンマーと日本において計4回開催したセミナーでは、当事業の基本的な融資審査方法等について講義を行い、受講生から企業の実態把握方法について数多くの質問が出るなど、大変活況でした。

平成30年6月からは、MEBの融資審査能力の更なる向上を目指し、第2期プロジェクトを開始しました。MEBが新設した中小企業向け融資制度が軌道に乗るように、融資審査フォーマットの改定等を支援しています。

これまでミャンマーで開催した計3回のセミナーでは、改定した融資審査フォーマットを使用してMEBが融資を実行した案内を題材としたケーススタディ等、実践的な講義を実施しました。



ラオスでのセミナーの様子(ビエンチャン)



ミャンマーでのセミナーの様子(ヤンゴン)

海外からの視察団受け入れ

開発途上国をはじめとして、日本の経験を学ぼうと毎年数多くの国々から視察団が来日しています。当事業では、JICAなどが主催する研修事業の一環として視察に来られる海外の政府関係機関の方々に対し、当事業の歴史、業務概要、融資制度や各種取組みなどに関する講義を実施しています。



視察団に対する講義風景